



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年3月23日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
教育管理課	管理指導係	河村 <small>こうむら</small>	内線 8544 直通 058-272-1879 FAX 058-278-3544

### 教職員の懲戒処分について

教職員の懲戒処分を、令和8年3月19日に下記のとおり行いました。

#### 記

#### <懲戒処分等の概要>

##### ○生徒に対するわいせつな行為

被処分者	中学校 教諭（25歳・男性）
事案の概要	令和7年11月12日、勤務時間終了後の午後4時35分頃、校外で、勤務校の女子生徒1名にキスをした。
処分	免職
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
関係者の措置	校長 文書訓告 ※市町村教育委員会が実施

##### ○器物損壊

被処分者	山県市立高富中学校 教諭（28歳・男性）
事案の概要	令和6年2月から同年11月までにかけて、当時の勤務校で、同僚の靴の投棄、山県市所有のPCディスプレイのコード類及び特別教室等の出入口の鍵穴を損壊した。
処分	減給1/10 6月
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
関係者の措置	校長（R5） 厳重注意（文書） ※岐阜市教育委員会が実施
	校長（R6） 厳重注意（文書） ※山県市教育委員会が実施

##### ○体罰

被処分者	中学校 教諭（62歳・男性）
事案の概要	令和7年11月28日、勤務校において、担当する教科の授業の終了後の午後0時30分頃、その授業を受けていた男子生徒1名の頭を叩いた。
処分	戒告
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
関係者の措置	校長 厳重注意（文書） ※市町村教育委員会が実施